

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器圧力抑制室ベント管内の確認作業において、当該ベント管先端部の水面に浮遊物（ビニール片：2点、パッキン片：1点、ゴム手袋片：1点）を発見し回収した。	GⅢ	
2	1号機	原子炉隔離時非常用復水器の大気放出ベント管用防護網の脱落が認められたため、当該防護網を取付	GⅢ	
3	1号機	プロセス計算機に入力項目（高圧第1給水加熱器入口給水温度記録用）の「判定不能」を示すエラー表示が認められたため、原因調査及び対応検討	GⅢ	
4	2号機	残留熱除去系弁類の洗浄準備作業中、原子炉建屋1階に布設されたジェット洗浄機への給水用仮設ホースの接続部より水のリーク（約3リットル、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理及び対応検討	GⅡ	
5	3号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気ファン（3）の給気温度指示計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該温度指示計を点検・修理	GⅢ	
6	4号機	タービン建屋大物搬入口前（南側）屋外配管トレンチ用立坑入口扉に開錠不可が認められたため、当該扉を点検・修理	GⅢ	
7	4号機	制御棒パターン調整終了に伴う制御棒価値ミニマイザへの停止用シーケンス装荷時において、ハードウェア側の不具合のため、停止用シーケンスの装荷不可が認められたため、原因調査及び対応検討	GⅢ	
8	5号機	原子炉給水ポンプ用シール水ポンプ（A）の反カップリング側メカニカルシール部より水のリーク（1秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
9	5号機	第23保全サイクル定期事業者検査「電動機検査（E20）」の検査要領書において、「検査名」及び「検査番号」に誤記が認められたため、対応検討	GⅡ	
10	6号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）の点検において、カップリング側の排油配管伸縮継手部より油のにじみが認められたため、当該継手部を点検・修理	GⅢ	
11	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（14台）のアクュームレータ充填水入口弁（113弁）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
12	6号機	放射線管理区域内での作業終了後、協力企業作業員が携行品「帯電防止用袋（ビニール製）」を所持したまま、退出モニタ装置を通過したことが認められたため、当該「帯電防止用袋」を携行品モニタ装置にて再度、汚染検査を実施し、異常ないことを確認及び対応検討	GⅡ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉設備用電源切替時において、当該焼却炉（A）の温度記録計内部メモリの初期化事象が発生したため、手順に従い復旧した。	対象外	
14	集中環境施設	消火系圧力調整用ポンプの羽根車側軸受部より異音が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
15	集中環境施設	ペレット等固化設備のペレット供給機ベント配管に設置されている圧力指示計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	G III	
16	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（B）の炉内圧力指示調整器に「自動」から「手動」への切替操作不可が認められたため、当該圧力指示調整器を点検・修理	G III	
17	その他	海生物処理設備排ガス冷却装置点検口の取付ボルトに錆びによる固着が認められたため、当該ボルトを点検・修理	G III	